

第5章 推進体制

1 計画推進に向けて

本計画の施策を効果的かつ着実に推進していくためには、行政だけではなく、市民の参画のもと、関係機関・団体が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識して連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を進めます。

【庁内推進体制】

市教育委員会は、教育施策の実施主体として本計画を推進するとともに、市長部局も含めた関係者間の連携、協働に努めます。

【学校との連携】

市教育委員会が学校の教育活動や教育環境を的確に把握するとともに情報を共有し、学校と協働して教育を推進するための機動力のある組織づくりを行います。

【地域との連携】

地域において、豊かな自然や歴史・文化等を通してさまざまな体験や活動ができるよう機会の拡充に努めます。また、市民のだれもが能力に応じ生涯にわたって身近にスポーツに親しむ環境を整え地域に根差したスポーツの振興を図るよう努めます。

【国、県との連携】

国、県に対し、行政上必要な措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 進行管理

この計画を着実に推進するために、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を評価・検証し、必要な見直し等を行い、効果的かつ有効的に事業を進めていく必要があります。

そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会が毎年行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の中で、この計画で示した事業の達成状況や効果について、担当課による自己評価及び学識経験を有する者の知見などを活用しながら、点検・評価と進行管理に努めます。

今後とも、限られた資源（予算）を有効に活用し、より効果的な施策や事業を行うため、Plan - Do - Check - Action（プラン - ドゥ - チェック - アクション）のマネジメントサイクルを活用します。また、事業概要（目的、コスト）評価結果を公開し、説明責任を果たしていきます。

【PDCAサイクル】

